一般用

令和5年分

消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き

個人事業者用

- この手引きは、消費税の課税事業者である個人事業者の方を対象に、消費税 及び地方消費税の確定申告書(一般用)を作成する要領を説明しています。
- この手引きでは、一般的な事項について説明しています。
- 令和5年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限及び納期限は、 令和6年4月1日(月)です。

振替納税をご利用の方は、令和6年4月30日(火)が振替日です。

- 適格請求書等保存方式 (インボイス制度) を機に免税事業者から適格請求書発行事業者となった事業者の方については、2割特例を適用することができます。
 - ※ 2割特例とは、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる仕組みです。
 2割特例を適用する場合は「2割特例用 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください。

確定申告書は自宅からe-Taxで作成・提出ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、確定申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Taxによる送信ができます。 また、自動計算されるので、計算誤りがありません。

- ◆「確定申告書等作成コーナー」で青色申告決算書・収支内訳書を作成すれば、収入金額や経費の内容等を引き継いで、確定申告書を作成することができます。
- ◆作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン (またはICカードリーダライタ) を用意すれば「e-Tax (電子申告)」を利用して提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

作成コーナー



基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の 税額計算

地方消費税(粉類計算

申告書 (第一表 及び第二表)

| その他の項目

日生と幼付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

確定申告でお困りのときは"ふたば"にご相談ください。



確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ 税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。 お問合せ内容をメニューから選択するか、 文字を入力いただくことにより、

税務職員ふたば 人工知能 (AI) が自動でお答えします。

ご相談はこちら



※ 令和5年分の消費税の確定申告については、令和6年2月上旬頃に相談開始予定



手引きの構成

■ 基礎知識	4ページ	消費税及び地方消費税の確定申告に関する基礎知識を説明します。
○ 中小事業者の売上税額の 計算の特例	7ページ	売上げを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者を対象とする 税額計算の特例(経過措置)を掲載しています。
○ 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)について	8ページ	適格請求書等保存方式 (インボイス制度) の概要や留意点について説明します。 ※適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置 (2割特例) の概要や留意点については、9ページをご覧ください。
2 確定申告の準備	10ページ	消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に必要な書類を説明します。
3 確定申告の流れ	12ページ	消費税及び地方消費税の確定申告について、基本的な計算方法から、納付までの 流れを説明します。
4 消費税の税額計算	16ページ	
5 地方消費税の税額計算	28ページ	設例を参考に、申告書の記載方法を説明します。
自 申告書(第一表及び 第二表)の記入	30ページ	
7 その他の項目	34ページ	税額計算以外の申告書の記入方法を説明します。
8 申告と納付	37ページ	申告書の提出方法と納付方法等を説明します。
9 所得税の決算額調整	38ページ	消費税及び地方消費税の納付税額又は還付税額を算出した後の所得税の決算額調整方法を説明します。
10 下書き用申告書等	39ページ	提出書類等の見本を掲載しています。下書き用としてご利用ください。
○消費税課税取引の判定表	46ページ	青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかのおおよその 基準を示した、判定表を掲載しています。
○ リバースチャージ方式に ついて	47ページ	リバースチャージ方式による申告が必要な場合について説明します。
○ 居住用賃貸建物の取得等に 係る仕入税額控除の制限等	47ページ	居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限等について説明します。
○ 振替納税の新規(変更)申込み	48ページ	振替納税の新規(変更)の申込みのための振替依頼書を掲載しています。

申告書記入についての注意事項

OCR 入力用の確定申告書は、機械で読み取ります。 記入する際は、次の事項に注意してください。

- ・ 申告書を汚したり、穴を開けたりしないでくだ さい。
- 黒いインクのボールペンを使用してください。 (消せるボールペンは使用しないでください。)
- 記入する際は、指定のマス目の中に、大きく、 丁寧に記入してください。

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる





確定申告の流れ

申告書を作成する

申告書(第一表

下書き用申告書等

国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)では、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、タックスア ンサー(よくある税の質問)や消費税法の改正などの各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出 に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関するお問合せ先

適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関するご相談は、以下で受け付けております。 インボイス制度電話相談センター (インボイスコールセンター)

専用ダイヤル 0120-205-553 (無料)

【受付時間】9:00~17:00 (土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

※ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する一般的なご質問に対応しています。

上記専用ダイヤルのほか、所轄の税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押していただいてもつ ながります(適格請求書等保存方式(インボイス制度)以外の国税に関するご相談は「1」になります。)。

○ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について詳しくお知りになりたい方は、 (https://www.nta.go.jp) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ➡



国税に関するご相談は、国税相談専用ダイヤルへお電話ください(「電話相談センター」につながります)。

ナビダイヤル 0570-00-5901 (全国一律料金)

【受付時間】平日8:30~17:00(土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

- ・ 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相 談をお願いする場合があります。
- ・ 税務署、業務センターからのお尋ねに関する ご質問については、所轄の税務署、業務セン ターまでお問い合わせください。
- ・ 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、所 轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択 してください。

音声案内に沿って、次の「1」~「6」を選択します。 (確定申告期には、「O」確定申告が追加されます。)

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- [6] その他